資料２－４

埼玉県国民健康保険運営方針（第３期）中間見直し（案）に係る
県民コメント意見と県の考え方

１　意見募集期間
令和８年８月１３日～９月１１日

２　意見件数及び意見の提出者数
３８件（個人１０、団体３）

３　御意見及び反映状況

区分	件数
A　意見を反映し、案を修正したもの	0
B　既に案で対応済みのもの	8
C　案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	14
D　意見を反映できなかったもの	16
E　その他	0
合計	38

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
1	物価高で生活負担が増えているにも関わらず、これ以上国保税が値上がりすると、国保税を支払えない人が増えるのは明らかである。国からの国保に対する支援をもっと増やし、国保税を引き下げるべき。誰もが安心して医療を受けられるよう、国保への公的支援の充実を求める。	3	国保税を納めたくても納められない被保険者に対しては、市町村が納付相談を通じて個々の生活状況を確認し、保険税の減免や納税猶予制度の活用のほか、必要に応じて福祉施策につないでおります。こうした取組については、引き続き適切に行ってまいります。 また、「誰もが安心して医療を受けられる」ようにするためには、国民健康保険制度の安定的な運営や被保険者の負担軽減に資する取組が重要であると考えております。このため、県では国保財政の基盤強化や被保険者負担の軽減に向け、国庫負担の更なる引上げなどの財政支援の拡充を国に要望しており、今後も継続して実施してまいります。	B
2	国は国民の健康や生活を守り豊かにしていく役目がある。ライフラインとして国保を位置づけ、その運営には国費を投入することが必要である。	2	国民健康保険制度は地域住民の医療を支える重要な社会保障制度であり、このような制度を維持していくためには安定的な運営が不可欠です。 このため、県では国民健康保険財政の基盤強化に向けて、国庫負担の更なる引上げなど財政支援の充実について国に要望しており、今後も継続して実施してまいります。	B
3	国が統一を目指すのであれば、国の予算配分を考え直して、国保の被保険者を守るために国庫からの支援を充実させなければ無理だということを、県や市町村からも要望してほしい。	2	国民健康保険制度を維持していくためには、この制度の安定的な運営が不可欠です。 このため、県では国民健康保険財政の基盤強化に向けて、国庫負担の更なる引上げなど財政支援の充実について国に要望しており、今後も継続して実施してまいります。	B

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
4	他の健康保険と負担率に差があるため、国保の在り方を根本的に検討してほしい。	1	国民健康保険の被保険者の保険税負担が、他の公的医療保険の加入者と比較して重い状況にあることは認識しております。 国民健康保険をはじめとする医療保険制度において、被保険者負担のあり方は制度の根幹に関わるものであり、県としては、国において検討が必要な課題と考えております。 この点については、財政支援の充実と併せて、国に要望しているところですが、今後も継続して実施してまいります。	B
5	国庫負担が増えない中で、保険税の引上げは行うべきでない。物価高騰の中にあり、むしろ引き下げるべきではないか。	3	国民健康保険は、主に被保険者の保険税と公費を財源として被保険者に必要な保険給付を行うものであることから、医療費適正化などに取り組むことにより安定的な制度として運営することが求められています。 また、国民健康保険は、医療の高度化等に伴い増加する医療費の負担に対応していくことが求められていますが、その一方で、物価高騰による被保険者の皆様の生活への影響にも十分配慮する必要があると認識しております。 このため、本県では低所得世帯に対する法定軽減制度等の適切な実施や、被保険者の更なる負担軽減に向けた国への要望活動を全国知事会と連携しながら行うことなどを通じて、引き続き、被保険者の負担増に配慮した持続可能な制度運営ができるよう努めてまいります。	C
6	大幅に引き上がった国保税は払いきれない。	2	国民健康保険は、主に被保険者の保険税と公費を財源として被保険者に必要な保険給付を行うものであることから、医療費適正化などに取り組むことにより安定的な制度として運営することが求められています。 また、国民健康保険は、医療の高度化等に伴い増加する医療費の負担に対応していくことが求められていますが、その一方で、被保険者に納付を求める保険税額についても十分配慮する必要があると認識しております。 このため、本県では低所得世帯に対する法定軽減制度等の適切な実施や、被保険者の更なる負担軽減に向けた国への要望活動を全国知事会と連携しながら行うことなどを通じて、引き続き、被保険者の負担増に配慮した持続可能な制度運営ができるよう努めてまいります。	C
7	国民健康保険は低所得者や高齢者が多いという構造的問題があり、差し押さえる財産が無い。低所得者が多い中で差押えを実行するのはやめてほしい。	1	国民健康保険は、主に被保険者が納付する保険税と公費などを財源に運営する医療保険制度です。 このため、保険税を納付いただけない被保険者には、市町村が納税相談などを通じてその生活実態や担税力を把握し、特別な事情がある方には減免や徴収猶予などの制度を適切に適用しております。 一方、担税力があるにもかかわらず保険税を納付いただけない被保険者には、公正かつ公平な税負担を実現するため、市町村が地方税法等の法令に基づき、差押処分を含めた徴収手続きを行っております。 県では、市町村に対して、保険税の徴収や減免などの制度を適切に運用するよう、引き続き指導・助言を行ってまいります。	C

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
8	収納率の向上のために強権的に徴収が行われるのではないか。無理のある徴収はやめてほしい。	1	被保険者が納付する保険税は、国民健康保険制度を安定的に運営するために必要な財源の一つです。 県としては、保険税を納付いただけない被保険者には、市町村が納税相談などを通じてその生活実態や担税力を把握し、特別な事情がある方には減免や徴収猶予などの制度を適切に適用することや、強権的な徴収とならないように配慮することなど、公正かつ公平な税徴収となるよう、市町村に対して指導・助言を行ってまいります。	C
9	今年度から「子育て支援金」が上乗せとなり、なぜ健康保険料に子育て支援金が上乗せされるのか、全く訳の分からない加算である。このような状態では、さらに国保税の滞納が増え、収納率にも影響が出るのではないか。	1	子ども・子育て支援金制度は、少子化対策の抜本的強化を行うために、国により導入された子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。 国の説明では、子ども・子育て支援金については、将来の公的医療保険制度や経済を支える担い手を支援し、公的医療保険の持続可能性を高めることに繋がるため、医療保険の徴収ルートを活用して集めることとされています。	D
10	国保税の負担が大きすぎる。引き下げるべき。国庫負担も増えない中で保険税水準の統一を実施すると保険税が引き上がる。統一を中止して被保険者の生活を守ってほしい。	4	県内では、一人当たり医療費が増加していることから一人当たり保険税必要額は上昇傾向にあります。 「保険税水準の統一」の取組は第２期国保運営方針から段階を踏んで進めているところですが、一人当たり保険税必要額の上昇傾向は第２期国保運営方針の策定以前から続いていることから、この取組が保険税の引上げにつながる主要因ではないと考えております。 医療費の伸び率の要因に関する国の分析を見ると、主たる要因は医療の高度化や受療行動の変化などとされていることから、県としては医療費適正化などの取組を更に進めるとともに、国に対して被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化に向けた定率国庫負担の引上げなどを要望し、保険税の上昇抑制に努めてまいります。	C
11	国保の加入者の多くは、年金生活者（高齢者）や非正規労働者、無職者などであり、団塊の世代が後期高齢者となり、被保険者数が大幅に減少する中で、保険税水準の準統一は延期・中止すべきです。	2	団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行したことなどにより被保険者数は減少しておりますが、保険税水準の準統一は、こうした被保険者数の増減にかかわらず、同じ所得水準・世帯構成であれば県内どこに住んでいても同じ保険税負担となるよう、被保険者間の公平性の観点から進めているものです。 県としては、市町村との協議を重ね、準統一に向けた取組を段階的に進めてきており、引き続き被保険者の負担にも配慮しながら、令和９年度の準統一に向けて取り組んでまいります。	D
12	収納率が向上していない中で準統一するのは無理がある。準統一は中止してほしい。	1	被保険者が納付する保険税は、国民健康保険制度を安定的に運営するために必要な財源の一つであることから、被保険者に保険税の納付について御理解をいただき、収納率を向上させていくことは重要であると考えております。 現在、市町村において収納率向上対策に取り組んでいるところですが、市町村間の収納率に格差があると見込まれるため、すぐに完全統一（保険税水準の統一）とせず、準統一の期間を設定し、収納率の更なる向上に取り組むこととしております。 保険税水準の統一は、国保財政の更なる安定化や被保険者間の公平性の確保につながるものであることから、その実現に向け取り組んでまいります。	D

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
13	市町村が被保険者に寄り添って、負担を軽減しようと実施してきた一般会計からの繰入れを辞めさせるのではなく、継続すべき。	6	法定外一般会計繰入金は、国保財政の健全化を図る観点からその解消が求められております。 また、本県では、原則として県内どこに住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば、同じ保険税となる保険税水準の統一を進めております。この取組を進めるにあたっては、被保険者に納付いただく保険税の水準の統一だけでなく、提供される被保険者サービス（保健事業等）については、地域の実情を踏まえつつ、その水準などに大きな差が生じることがないような工夫を行い、被保険者が納得感を得られるものとしていく必要があると考えております。既に法定外一般会計繰入を行っていない市町村が約１／３あることから、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から、被保険者サービスの水準に格差を生じさせる法定外一般会計繰入れは解消していくべきと考えております。	D
14	決算補填目的以外の法定外繰入れの解消は自治体独自の住民サービスが受けられなくなることに繋がる。国は決算補填目的以外の繰入れの解消まで求めていないので、なぜ埼玉県だけが解消するのか納得できない。考え直してほしい。	3	本県では、原則として県内どこに住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば、同じ保険税となる保険税水準の統一を進めております。この取組を進めるにあたっては、被保険者に納付いただく保険税の水準の統一だけでなく、提供される被保険者サービス（保健事業等）については、地域の実情を踏まえつつ、その水準などに大きな差が生じることがないように工夫を行い、被保険者が納得感を得られるものとしていく必要があると考えております。既に法定外一般会計繰入を行っていない市町村が約１／３あることから、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から、被保険者サービスの水準に格差を生じさせる法定外一般会計繰入れは解消していくべきと考えております。	D
15	国庫負担が増えない中で、各自治体の一般会計からの法定外繰入れを悪とせず、相互扶助の観点で認めていくべきでは。	2	法定外一般会計繰入金は、国保財政の健全化を図る観点からその解消が求められております。 県としては、国庫負担金の更なる拡充など必要な財政支援を国に要望するなどして歳入増を目指すとともに、医療費適正化などの取組を通じて歳出の削減を図ることを通じて、国民健康保険制度の安定的な運営と被保険者の負担軽減に向けて取り組んでまいります。	D
16	自治体独自の減免に充てるための繰入れは国も認めている。少子化対策として子どもの均等割減免を条例で定めているところもある。 国が赤字と見なしていない条例減免に充てる繰入れは認めるよう考え直してほしい。	1	保険税水準の統一に向け、令和９年度の準統一においては、標準保険税率の算定に当たり、収納率格差以外の各項目の取扱いを統一することとしております。保険税水準の統一は、県内どこに住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となることを目標とするものであることから、保険税の減免等に当たっては同じ基準の運用ができるよう、統一基準を設け、公平性を確保していくこととしております。 なお、法定外一般会計繰入金については、県と市町村が丁寧な協議を重ねた上で、国保財政の健全化や被保険者間の受益と負担の公平性の観点から、決算補填等目的のものに限定せず、法定外一般会計繰入れ全体を解消する方針としております。	D

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
17	食生活の改善による疾病予防を推進し、医療費の抑制につなげるべきである。栄養に関する基礎知識の普及や、野菜・食物繊維摂取不足、超加工食品の過剰摂取等への啓発を強化するとともに、駅やスーパーなど身近な場所での情報発信により県民の健康意識向上を図ってほしい。	1	食生活の改善は健康増進に必要な項目であり、各市町村が実施する特定保健指導等においても重要な指導項目であると認識しております。生活に密着した、身近な場所で情報発信をすることは、必要な情報を容易に入手できる機会を増やし、健康に対する意識を見直すきっかけにつながると考えられます。市町村とこの意見を共有し、地域の実情に応じた適切な情報発信ができるように取り組んでまいります。	C
18	医療費削減は早期受診が肝心である。高齢になっても健康に暮らせるように、特定健診に肺のレントゲン検診や高齢者の聴力検査を加えてほしい。	1	特定健診で実施する検査項目は法令等で定められており、御意見のあった検査は含まれておりません。地域の健康課題等に応じて、定められた検査項目以外の検査項目を追加することは可能ですが、その費用は各保険者の負担となることから、今後に向けてその必要性などについて検討をしていきたいと考えております。	C
19	「受給と負担と公平性」の観点で、医療資源の課題もあるのではないか。医師や看護師を増やすことが重要であり、安心して受診できる医療体制にしてほしい。	1	安心して医療を受けられる環境を確保することは重要であると認識しております。 医師や看護師の確保を含む医療提供体制の整備については、国民健康保険制度に限らず地域医療全体に関わるものであることから、全ての県民が必要な医療を受けられるよう、関係課所が連携して取り組んでいけるように努めてまいります。	C